

2級学科試験問題

☐ が正解の選択肢

問題 7

確定拠出年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 企業型年金において、加入者が掛金を拠出することができることを規約で定める場合、加入者掛金の額は、その加入者に係る事業主掛金の額を超える額とすることができない。
2. 企業型年金を実施していない企業の従業員である個人型年金の加入者は、原則として、その加入者に支払われる給与からの天引きにより、事業主を経由して掛金を納付することができる。
3. 国民年金の第1号被保険者が、国民年金基金と併せて個人型年金に加入した場合、毎月支払う掛金の拠出限度額は、国民年金基金の掛金との合計で7万円である。
4. 老齢給付金を年金で受け取った場合、当該給付金は雑所得として所得税の課税対象となり、雑所得の金額の計算上、公的年金等控除額を控除することができる。

TAC 2級テキスト

2 加入対象者と拠出限度額 頻出！

加入対象者および加入者1人あたりの拠出限度額が下表のように定められています。

	加入対象者	拠出限度額
		年 額
企業型年金	他に企業年金を実施する企業の加入者	330,000円※
	企業年金を実施していない企業の加入者	660,000円※
個人型年金	国民年金第1号被保険者	816,000円 (国民年金基金の掛金との合計額)
	他の企業年金も確定拠出年金(企業型)も実施しない企業の加入者	276,000円
	確定拠出年金(企業型)のみを実施する企業の加入者	240,000円
	確定給付型年金と確定拠出年金(企業型)の両方を実施する企業の加入者	144,000円
	確定給付型年金のみを実施する企業の加入者	144,000円
	公務員	144,000円
	国民年金第3号被保険者	276,000円

頻出のため
太字で記載

※ マッチング拠出との合計額。